

## ○寒川町電気自動車導入補助金交付要綱

平成23年4月1日

改正 平成23年4月26日

平成24年7月9日

平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町内における電気自動車の普及推進を図るため、個人及び事業者が電気自動車を購入した場合の経費の一部を、予算の範囲内において補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者

(2) 電気自動車 次の要件のいずれにも該当する自動車

ア 登載されたりリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に記載される燃料の種類が電気である自動車

イ 自動車検査証に記載される使用の本拠の位置が町内である自動車

ウ 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金(以下「国の補助制度」という。)の交付対象である自動車

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、住民票その他の書類により、町内に1年以上居住していることが確認できる個人(外国人の場合にあっては在留資格を有する者に限る。)又は町内に事務所等を有する法人若しくは個人事業者(以下「事業者」という。)であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 自ら所有し、使用する電気自動車を購入した者

- (2) 電気自動車の購入について、国の補助制度の交付決定を受けた者
- (3) 町税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する個人で、当該個人の属する世帯にこの要綱による補助金の申請をしたものがある場合には対象者としなない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付額は、1台につき50,000円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国の補助制度の交付決定を受けた日から1ヶ月後の日又は車両登録日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、寒川町電気自動車導入補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合は、住民票(発行日から3ヶ月以内のもの)、申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本及び履歴事項全部証明書、申請者が個人事業者の場合は、交付申請書を提出する日が属する年の前年分の確定申告書の写し又はそれに代わる証明
- (2) 国の補助制度の交付決定通知書の写し
- (3) 購入した電気自動車の自動車検査証の写し
- (4) 購入した電気自動車の購入代金の領収書の写し
- (5) 購入した電気自動車の写真
- (6) 町税の納付状況確認同意書(第2号様式)
- (7) その他町長が必要と認めた書類

2 申請に係る電気自動車の数は、申請者が個人の場合は1台とし、申請者が事業者である場合は、予算の範囲内で複数台の申請ができるものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、適否を決定

し、その結果を寒川町電気自動車導入補助金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が事業者である場合には、購入した電気自動車に町が定める表示をしなければならない。  
(交付申請の中止等)

第7条 補助決定者が補助事業を中止しようとするとき又は補助事業の内容について変更しようとするときは、町長に届けなければならない。  
(請求)

第8条 補助決定者は、交付決定を受けた後、速やかに寒川町電気自動車導入補助金請求書(第4号様式)により、町長に補助金の請求をするものとする。  
(補助金の支払)

第9条 町長は、前条に規定する請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合は、速やかに補助金を交付するものとする。  
(交付決定の取消)

第10条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 国の補助制度による補助金の交付決定が取り消された場合
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (5) 第11条第4項に規定する、町長の承認に付した条件に違反した場合
- (6) 町長の指示に違反した場合

2 前項の規定は補助金交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取り消したときは、寒川町電気自動車導入補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により補助決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(処分の制限)

第11条 補助決定者は、購入した電気自動車について、必要な整備をするなど適正に管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助決定者は、別表に定める年数が経過するまでは、購入した電気自動車について、処分(譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)してはならない。ただし、国の補助制度において財産処分が認められた場合には、町長の承認を受けたうえ、処分することができる。

3 補助決定者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、寒川町電気自動車処分承認申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 国の補助制度における財産処分承認通知書の写し

(2) その他町長が必要と認めた書類

4 町長は前項に掲げる申請を受け、処分を承認する場合には、必要に応じて条件を付し、寒川町電気自動車処分承認通知書(第7号様式)により補助決定者に通知するものとする。

5 補助決定者は、前3項の規定により電気自動車を処分したときは、別表に定める年数に相当する月数から、電気自動車の購入日が属する月から処分日が属する月までの月数を減じて得た月数を、別表に定める年数に相当する月数で除して得た割合に既に交付された補助金額を乗じて得た額の補助金(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)を返還しなくてはならない。ただし、天災等、自己に責のない理由によりやむを得ず処分する場合はこの限りでない。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 町は、平成26年3月31日までに、この要綱の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて補助の対象、補助金額等について見直しを行うものとする。

附 則(平成23年4月26日)

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則(平成24年7月9日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

車種	区分		年数
軽自動車	運送事業者用車両、貸自動車業容車両、特殊自動車		3年
	自家用車両(総排気量0.66リットル以下に相当するもの)		4年
乗用車	運送事業者用車両	総排気量3リットル以上に相当するもの	5年
	貸自動車業用車両		
	特殊自動車	総排気量2リットル超3リットル未満	4年
		に相当するもの	
	総排気量2リットル以下に相当するもの	3年	
	の		
	自家用車両(総排気量0.66リットル超に相当するもの)		6年

貨物車	運送事業者用車両	積載量2トン超のもの	4年
	貸自動車業用車両	積載量2トン以下のもの	3年
	特殊自動車		
	自家用車両	ダンプ式	4年
		ダンプ式以外	5年
乗合自動車	運送事業者用車両、貸自動車業用車両、特殊自動車		5年
	自家用車両(総排気量0.66リットル超に相当するもの)		6年

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

寒川町長

郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話番号

## 寒川町電気自動車導入補助金交付申請書

寒川町電気自動車導入補助金の交付を次のとおり受けたいので、寒川町電気自動車導入補助金交付要綱第5条の規定により、必要な書類を添えて申請します。

申請額 \_\_\_\_\_円

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

寒川町長

郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話番号

## 町税の納付状況確認同意書

寒川町電気自動車導入補助金の交付決定にあたり、寒川町電気自動車導入補助金交付要綱第3条の規定に基づき、町税の納付状況について、確認又は関係書類を収集することに同意します。



第3号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

寒川町長

年度寒川町電気自動車導入補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった寒川町電気自動車導入補助金について、寒川町電気自動車導入補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり通知します

1. 交付・不交付の別  交付  不交付

2. 交付の場合の交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

3. 交付条件

4. 不交付の場合の理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

寒川町長

郵便番号  
住所(所在地)

氏名(名称) ⑩

電話番号

### 寒川町電気自動車導入補助金請求書

寒川町電気自動車導入補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。  
なお、支払については下記の口座へ振り込んで下さい。

- 補助金の名称 年度寒川町電気自動車導入補助金
- 交付決定年月日 年 月 日
- 交付決定通知番号 第 号
- 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 振込先(口座振込をしますので、下記の欄にご記入下さい)

金融機関名	銀行 農協 金庫	本店 支店 支所
口座番号	( 普通 ・ 当座 ) No.	
(ふりがな) 口座名義人 ※必ずふりがなをご記入下さい		

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

様

寒川町長

### 寒川町電気自動車導入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した 年度寒川町電気自動車  
導入補助金( 第 号)につきましては、次の事由により補助金の交付  
決定を取り消します。

取消事由

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

寒川町長

郵便番号  
住所(所在地)

氏名(名称) ⑩

電話番号

### 寒川町電気自動車処分承認申請書

寒川町電気自動車導入補助金交付要綱第11条第3項の規定により次のとおり導入した電気自動車の処分等について承認くださるよう申請します。

1. 交付決定通知番号 第 号  
2. 処分の方法

処分する項目に○をつけてください

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他

「その他」の場合具体的にお書きください

3. 処分の時期 年 月 日  
4. 処分の理由

5. 処分の条件(処分することで収益のある場合は、その額を記載してください)

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

様

寒川町長

### 寒川町電気自動車処分承認通知書

年 月 日付で寒川町電気自動車導入補助金交付要綱第11条第3項の規定により申請のあった寒川町電気自動車処分申請については承認します。

承認の条件

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第6条関係)

第4号様式(第8条関係)

第5号様式(第10条関係)

第6号様式(第11条関係)

第7号様式(第11条関係)